令和５年度介護職員初任者研修 実施要項

１　目的

介護保険制度の導入、自立支援法の施行などにより増大かつ多様化する在宅介護へのニーズに対応するとともに、適切な訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）を提供するために、必要な知識､技能を有する訪問介護員を養成し、地域の介護スタッフの確保及び介護力の向上に寄与することを目的とする。

２　事業の名称

社会福祉法人　菊池市社会福祉協議会　介護職員初任者研修

３　研修事業の事務所

熊本県菊池市隈府 888 番地２　菊池市福祉会館内

４　研修の実施場所

（１）講義・演習場所　社会福祉法人菊池市社会福祉協議会（菊池市福祉会館）

５　研修時期及び期間

年１回の研修を開催

（１） 講義及び演習　　別紙　「研修日程表」参照

６　研修カリキュラム　　別紙　「研修日程表」参照

７　研修日程　　別紙　「研修日程表」参照

８　研修修了の認定　　カリキュラムを全て履修し、修了試験の正解率が 70%以上の者を合格とする。

９　研修時間

講義及び演習　計１３１時間（修了試験を含む）

10　受講資格・受講者定数

訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。また原則として１５名を受講者定数とする。

※　申込者が定員５人に満たない場合は、中止になる場合がある。

11　受講者本人の確認　　受講申し込み受付の際に、下記により本人確認を行う

・戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
・住民基本台帳カードの提示
・在留カード等の提示
・健康保険証の提示
・運転免許証の提示
・パスポートの提示
・年金手帳の提示
・国家資格を有する者については、免許証または登録証の提示

12　受講手続き及び申し込み

（１） 別紙「受講申込書」に記入捺印の上、菊池市社協へ申し込むものとする。

（２） 申込み期間は、令和５年５月８日から令和５年５月 29 日までとする。
（３） 申込者には申込期限後より令和５年６月７日までに、受講の可否を文書にて通知（郵送）する。※電話等での直接の確認はご遠慮ください。

13　受講料
（１） 菊池地域在住者（菊池市、大津町、菊陽町、合志市）45,000 円
菊池地域以外の在住者　50,000 円
※上記金額はいずれもテキスト料込、消費税込
（２） 受講決定者は、支払期限までに指定口座へ振込にて入金すること。
※振込手数料は個人負担となりますこと、あらかじめご了承ください。
（３） 研修中途において、個人の都合により受講を中止する場合は、原則として受講料の返還は行わない。

14　遅刻、早退、欠席、退講、未修了及び補講（追試）の取扱い
（１） やむを得ず欠席する場合は必ず事前連絡を行うこと。また、１５分以上遅刻した場合及び早退をした場合は欠席とする。
（２） 次に該当する者は、退講とすることができる。
①学習意欲が著しく欠け、終了の見込みが無いと認められる者。
②研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
（３） 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の介護職員初任者研修事業と連携して補講を行い、受講者の未受講科目の解消に努めるとともに継続的かつ計画的に養成研修を実施する。
（４） 補講（追試）については追加料金として 2,000 円を徴収する。

15　修了評価不合格の場合の取扱い
不合格者については、再試験を実施し、正解率が 70%以上の者を合格とする。

16　問合せ先
社会福祉法人　菊池市社会福祉協議会　事業課
〒861-1331　菊池市隈府 888 番地２　菊池市福祉会館内
℡　0968-25-5000　FAX　0968-25-5432